

札幌市国民保護協議会における意見照会結果及び事務局回答

	意見	事務局回答
第2編 第2章 第1 3 避難施設の指定(2) 避難施設の指定に当たっ ての留意事項③	・要配慮者を適切に受入れることができるよう、施設の収容人数のみならず、施設の特 性についても把握するよう明 示することが望ましい。	ご意見を踏まえ、施設特性の把握につ いても修正案に追記しました。 なお、現状においては、避難施設の指 定にあたり、施設の特性についても把握 しております。
第3編 第4章 第2 4 事態想定ごと の避難の留意点 (3) 弾道ミサイ ル攻撃の場合	・北海道国民保護計画では「着 弾直後に屋内から屋外に出る ことは危険を伴うため、屋内 避難を継続し、被害内容判明 後、他の安全な地域への避難 を行う」ことが指摘されてい る。市国民保護計画でも、住 民がとる行動の一例として同 趣旨を記載することが望まし い。	国民保護事案において、市は知事から の避難指示に基づき、避難実施要領を作 成し住民の誘導を行う立場であること から、当該項目では道国民保護計画と同 趣旨の記載をしておりません。 しかし、着弾直後を含めた弾道ミサイ ル落下時の行動について周知にする必 要があることから、「 <u>ホームページへの 掲載等で</u> 」の語句を追記し、情報の掲載 場所を記載しました。 弾道ミサイル時の行動については、内 閣官房国民保護ポータルサイト、市公式 HP等で周知しております。
	・修正案では情報伝達やミサ イル落下時の行動についての 記述が、ミサイルの着弾地点 が特定し難いという記述の後 段に挿入されており関連付け にくい。別項で挿入する方が わかりやすい。	ご意見を踏まえ、別項目で記載しまし た。

※計画修正に関しないご意見については記載しておりません。

※ご意見は要約しております。